

棚卸資産の評価に関する一考察

A study of the behavior of companies on valuation of inventories in Japan

河内山 漢*
Kiyoshi KOUCHIYAMA

抄録

平成20年9月に棚卸資産に関する基準が改正され、後入先出法の廃止が決定した後の企業の行動について、有価証券報告書に記載された内容をもとに検討した。そして48社の対象企業のうち、後入先出法から他の評価方法への変更を行った企業7社について、詳細にその変更内容を考察した。そして、影響額が比較的小さい企業が、どこの業界かにかかわらず早期適用している実態が明らかになった。

Abstract

This study aims to explain the behavior of companies on valuation of inventories. Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) have revised standards for inventories on September 2008. In the forty eight companies adopting Last-In First-Out method, only seven companies have changed methods of valuation of inventories from LIFO to other methods in one year since October 2008. They seem to change methods within small impact on sales or interest. But other forty one companies have adopted LIFO.

1. はじめに

企業会計基準委員会は、平成18年7月に企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下「基準」と略す)を公表した。「基準」は平成17年10月に「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」を公表し、広く意見を求め、さらに平成18年4月に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後に、委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行ったうえで公表するにいたったものである¹⁾。さらに平成20年9月には、先に公表した「基準」を改正した改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する基準」(以下「改正基準」と略す)を公表した。この基準改正は、「基準」の内容を変える意図のものではなく、「基準」において取り扱われなかった棚卸資産の評価方法を取り扱うこととしたこと、そして後入先出法の見直しを行うことにその目的があった。そして、平成22年(2010年)4月以後に開始する年度から強制適用されることとされた。

* 関西国際大学人間科学部

本論文では、「改正基準」の内容を検討し、評価方法の変更に伴う影響を、とくに後入先出法から他の評価方法に変更した企業の事例を取り上げて検証することとする。

2. 基準改正の経緯

これまでわが国において、後入先出法は、先入先出法や平均原価法と同様、一定の仮説に基づく棚卸資産の評価方法として認められてきた。しかし、国際会計基準第2号「棚卸資産」においては、棚卸資産の評価方法として認められていない。また、欧州証券規制当局委員会による「技術的助言」(平成17年(2005年)7月)のなかでも、後入先出法の取り扱いは、棚卸資産の原価法と低価法の選択適用の取り扱いとともに、わが国会計基準と国際財報告基準／国際会計基準との相違点として指摘されてきた。

このため、企業会計基準委員会と国際会計基準審議会との会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた共同プロジェクトにおいても、棚卸資産の評価方法としての後入先出法の取り扱いについて、平成18年3月の第3回会合において長期項目と位置づけられ、また同年10月の企業会計基準委員会のプロジェクト計画表で、この取り扱いについて、委員会内部のプロジェクトチームによって平成19年中に今後の方向性を示すことが予定された。

しかし、その後、平成19年8月に企業会計基準委員会と国際会計基準審議会との間で、「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意(東京合意)」が公表されるなど、会計基準の国際的なコンバージェンスの取組みが加速化している。こうした状況を受けて、企業会計基準委員会では、この後入先出法の取り扱いを短期項目に変更し、平成19年11月より後入先出法を含む棚卸資産の評価方法の見直しについて審議を行った。「改正基準」は、こうした経緯を経て、平成20年3月に公表された公開草案に対して寄せられたコメントを検討し、公開草案を一部修正したうえで平成20年9月に公表されたものである²⁾。「基準」では扱っていなかった棚卸資産の評価方法を取り上げ、会計基準の範囲に評価方法を取り込んだ上で、後入先出法の取り扱いについて言及する必要があったのである。

3. 改正基準の検討

平成18年7月に公表された「基準」では、先入先出法や後入先出法などの評価方法について取り扱っていなかった。「改正基準」では、会計基準の国際的なコンバージェンスを図る観点から、先の「基準」を改正し、棚卸資産の評価方法について定めることを目的としている。

(1) 棚卸資産の評価方法

「改正基準」において、棚卸資産については、原則として購入代金又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、次の評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を決定するものとするとされる(改正基準第6-2項)。そこで具体的に指示される評価方法とは、企業会計原則注解注21(1)で示される評価方法のうち、後入先出法を除く方法を棚卸資産の評価方法としてあげている。それらは、次の通りである。

① 個別法

取得原価の異なる棚卸資産を区別して記録し、その個々の実際原価によって期末棚卸資産の価

額を算定する方法で、この方法は個別性が強い棚卸資産の評価に適した方法であるとされる。

② 先入先出法

最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末棚卸資産は最も新しく取得されたものからなるとみなして期末棚卸資産の価額を決定する方法である。

③ 平均原価法

取得した棚卸資産の平均原価を算出し、この平均原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法で、平均原価は総平均法又は移動平均法によって算出する。

④ 売価還元法

値入率等の類似性に基づく棚卸資産のグループごとの期末の売価合計額に、原価率を乗じて求めた金額を期末棚卸資産の価額とする方法で、取扱品種の極めて多い小売業等の業種における棚卸資産の評価に適用される（改正基準第6－2項）。

また、棚卸資産の評価方法は、事業の種類、棚卸資産の種類、その性質及びその使用方法等を考慮した区分ごとに選択し、継続して適用しなければならないとされている（改正基準第6－3項）。

なお、企業会計原則注解21には示されておらず、また「改正基準」においても棚卸資産の評価方法とは定められていないにもかかわらず、容認される方法として最終原価仕入法がある。この方法によれば、期末棚卸資産の一部だけが実際取得原価で評価されるものの、その他の部分は時価に近い価額で評価されることとなる場合が多いと考えられる。そのため、無条件に取得原価基準に属する方法として適用を認めることは適当ではないとし、期末棚卸資産の大部分が最終の仕入価格で取得されているときのように期間損益の計算上弊害がないと考えられる場合や、期末棚卸資産に重要性が乏しい場合においてのみ容認される方法と考えられるとする（改正基準第34－4項）。

（2）評価方法の適用

① 個別法

個別法は、単位当たりの取得原価が異なる個々の資産を受け入れるつど区別して記録しておき、払出時にはその資産の取得原価を払出単価とともに、残存する個々の資産の実際の取得原価により期末の在庫金額を算定する方法である。この方法は、相対的に高価であり個別性が高いため、現実に個品管理が行われている財貨に適した方法である。大量に取得・生産・販売される規格品への適用は、多大な手数を要するだけでなく、払出品の恣意的な選択により利益操作に利用されるおそれがある³⁾。

② 先入先出法

先入先出法は、最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末棚卸品は最も新しく取得されたものからなると見なして、払出単価を計算する方法である。大部分の棚卸資産は先に取得されたものから順に払い出されるのであるから、この方法は財貨の物理的な流れと合致した方法である。物価上昇時にこの方法を適用すれば、物価水準を反映した売上収益に対して、単価の低い時代に取得した資産部分が売上原価に計上されるため、保有期間中の価格上昇分が利益に含まれることになる。他方、期末棚卸高は時価に近い評価額で計上される⁴⁾。

③ 平均原価法

取得した棚卸資産の平均原価を計算して払出単価とする方法を平均原価法といい、これには総平均法と移動平均法がある。総平均法も移動平均法も平均単価を利用する点は共通した考え方で

あるが、平均値を計算するタイミングが異なるので算出される平均単価が異なる。

(i) 総平均法

総平均法は、期首繰越し分も含めた1ヶ月または1年度中の棚卸資産の取得原価の合計額を、受入数量の合計で割り算して算定した、単位当たりの平均原価を払出単価とする方法である。この方法は、1回の平均値計算で払出単価を算定できる点で便利な反面、1ヶ月又は1年が終了しなければ、この計算を実施することができないという問題を有する。したがって総平均法を採用した場合には、売上高と同時に売上原価を計上する仕訳方式を実行することはできない。あえてこの仕訳方式を採用するには、実際の取得原価から総平均単価を算定するのはなく、これを事前に見積もって設定した予定価格をもって払出単価とせざるを得ない⁵⁾。

(ii) 移動平均法

移動平均法は、総平均法のように一定期間をプールした平均受入単価を算定するのではなく、棚卸資産を受け入れるつど、その時点での在庫分と合わせて加重平均単価を算定し、次回に棚卸資産を受け入れるまでの間の払出単価として利用する方法である。したがって、新しく棚卸資産を受け入れるつど、加重平均単価を更新しなければならない点で手数を要するが、これを払出単価として利用することにより、売上高と同時に売上原価を計上することが可能である⁶⁾。

④ 売価還元法

取扱商品の種類が非常に多い百貨店などの小売業および卸売業では、商品の種類ごとに受払いの会計記録を整備し、それに基づいて商品の種類ごとに売上原価と期末棚卸額を算定するには、大量の事務作業が必要となる。そのような事務負担を削減する目的で考案された方法が売価還元法である。小売業では、一般にすべての商品に売価を表示した値札が付されているから、期末の実地棚卸に際しこれを利用して、売価による商品在庫の評価額を算定することができる。そしてこれに原価率（すなわち取得原価÷売価）を乗じれば、原価による期末棚卸額が算出されるのである。この計算が正確であるためには、売価決定時に取得原価に加算される利益の割合（値入率）を基準としたグループ別に、この方法が適用される必要がある⁷⁾。

このように売価還元法は、異なる品目の資産を値入率の類似性にしたがって適当なグループにまとめ、1つのグループに属する期末商品の売価合計額に原価率を適用して期末棚卸品の金額を計算する方法である。売価還元法で利用する原価率の計算は、連続意見書第4で次のように示されている。

$$\text{原価率} = \frac{\text{期首繰越し商品原価} + \text{当期受入原価総額}}{\text{期首繰越し商品原価} + \text{当期受入原価総額} + \text{原始値上額} - \text{値上取消額} + \text{値下額} - \text{値下取消額}}$$

また、法人税法が規定する原価率は次の通りである。

$$\text{原価率} = \frac{\text{期首繰越し商品原価} + \text{当期受入原価総額}}{\text{売上高} + \text{期末繰越し商品売価}}$$

これら2つの計算方法では、棚卸減耗がない限り、同じ計算結果が得られる。しかし、棚卸減耗がある場合、法人税法の原価率計算式の分母が小さくなる分だけ、原価率が大きくなる。連続意見書の計算式では、受入資産を用いて構成されているため、棚卸減耗の影響を受けないため、計算結果は法人税法の計算結果とは相違することになる⁸⁾。

また売価還元法は、一定時点で保有する棚卸資産の価額を計算するための方法で、払出単価を計算するための方法ではない。そのため、必要に応じていつでも払出単価を計算することはできないが、少量多品種の商品を取り扱う企業の棚卸資産の評価については有効な方法とされる⁹⁾。

⑤ 最終仕入原価法

最終仕入原価法は、期末に最も近い時点で最後に棚卸資産を取得したときの単位あたりの取得原価をもって、期末棚卸品の評価を行う方法である。この方法によれば、実地棚卸による期末在庫数量と期末直近の受入単価を調査するだけで期末棚卸額を算定できるから、実務的には最も簡便である。このため法人税法は、企業が課税所得計算用いる方法の届出をしなければ、この方法を適用するものとしていることから、採用している企業も少なくはない。

しかし、最終仕入原価法を適用すると、期末在庫数量が最終受入数量を超過する部分は、取得原価ではなく時価に近い価額で評価されることになる。このため、期末在庫の大部分が受入単価で取得されている場合や期末棚卸資産に重要性が乏しい場合においてのみ、採用することが許容される方法とされる。

これは、多額の含み益がある棚卸資産を最終仕入原価法で評価すると、棚卸資産の期末簿価が増加し、その分評価益が計上されることになる。多額の評価益が計上されれば損益計算が歪むこととなる。そこで損益計算が歪められないことが明らかな場合やその影響額が重要性に乏しい場合に限り、この方法の採用を認めているのである。

4. 後入先出法の取扱い

企業会計基準委員会は、後入先出法の取扱いを検討するにあたって、わが国の後入先出法の採用状況に関する実態調査を行った。その調査結果により、①平成18年7月1日から平成19年7月2日までに有価証券報告書を提出した企業のうち、後入先出法を採用している企業は53社であること、②近年、有価証券報告書を提出した企業のうち、棚卸資産の評価方法の変更を行った企業の状況は〔表1〕の通りであったこと、を確認した。

この調査結果を踏まえ、企業会計基準委員会は、わが国において後入先出法を採用している上場企業は少なく、また、近年、その採用企業数は減少してきていると認識した上で、後入先出法の特徴を次のように分析している¹⁰⁾。

表1 近年の棚卸資産の評価方法の変更の状況

	後入先出法から他の方法に会計方針の変更を行った企業数	他の方法から後入先出法に会計方針の変更を行った企業数
2001年度（2001年4月期～2002年3月期）	9	—
2002年度（2002年4月期～2003年3月期）	5	2
2003年度（2003年4月期～2004年3月期）	5	—
2004年度（2004年4月期～2005年3月期）	8	1
2005年度（2005年4月期～2006年3月期）	3	—
2006年度（2006年4月期～2007年3月期）	1	1
	31	4

出典：財団法人財務会計基準機構監修・企業会計基準委員会編「企業会計基準完全詳解〔改訂増補版〕」税務経理協会、平成21年8月、p.303。

(1) 後入先出法見直しの背景

後入先出法は、最も新しく取得されたものから棚卸資産の払い出しが行われ、期末棚卸資産は最も古く取得されたものからなるとみなして、期末棚卸資産の価額を算定する方法であり、棚卸資産を払い出した時の価格水準に最も近いと考えられる価額で収益と費用を対応させ出来る方法である。当期の収益に対しては、これと同一の価格水準の費用を計上すべきであるという考え方によれば、棚卸資産の価格水準の変動時には後入先出法を用いる方が、他の評価方法に比べ、棚卸資産の購入から販売までの保有期間に於ける市況の変動により生じる保有損益を期間損益から排除することによって、より適切な期間損益の計算に資すると考えられてきた。そして、実際にわが国において後入先出法は、主として原材料の仕入価格が市況の変動による影響を受け、この仕入価格の変動と製品の販売価格の関連性が強い業種に多く選択される傾向にあった（改正基準第34－5項）。一方で、後入先出法は、棚卸資産が過去に購入した時からの価格変動を反映しない金額で貸借対照表に繰り越され続けるため、その貸借対照表価額が最近の再調達原価の水準と大幅に乖離してしまう可能性があるとされている。後入先出法以外の評価方法を採用した場合、棚卸資産の受払いによって棚卸資産の貸借対照表価額が市況の変動を何らかの形で反映するのに対し、後入先出法を採用した場合には、棚卸資産の受払いが生じているにもかかわらず、市況の変動を長期間にわたって反映しない可能性がある（改正基準34－6項）。

また、棚卸資産の期末の数量が期首の数量を下回る場合には、期間損益計算から排除されてきた保有損益が当期の損益に計上され、その結果、期間損益が変動することとなる。この点については、企業が棚卸資産の購入量を調整することによって、当該保有損益を意図的に当期の損益に計上することもできるという指摘がある（改正基準34－7項）。

なお、国際会計基準審議会は平成15年（2003年）の国際会計基準（IAS）第2号「棚卸資産」の改正にあたって、上述したような理由に加え、後入先出法は、一般的に、棚卸資産の実際の流れを忠実に表現しているとはいえないことから、それまで選択可能な処理方法として認めていた後入先出法の採用を認めないこととしている（改正基準第34－8項）。

(2) 後入先出法の賛否の意見

企業会計基準委員会では、こうした後入先出法の特徴や国際的な会計基準の動向を踏まえて後入先出法の取扱いを検討された。そこでは、市況が短期的には上昇や下降を繰り返すものの、中長期的には平均的な水準で推移するような場合であれば、後入先出法とそれ以外の評価方法との間には、その結果に大きな違いはないが、一方で、市況が長期的に上昇する場合には、後入先出法を採用し、期間損益計算から棚卸資産の保有利益を排除することにより、適切な期間損益の計算に資すると考えられてきた。しかしながら、この点については、後入先出法を採用することによって、特定の時点で計上されることになる利益を単に繰り延べているに過ぎないのではないかという見方もある。また、後入先出法を採用する場合、棚卸資産の期末の数量が期首の数量を下回るときには、累積した保有利益が計上されることになる（改正基準第34－9項）。

さらに審議の過程において、わが国石油業界の企業のように法令等で在庫の備蓄義務が課されている場合があり、こうした場合におけるいわゆる備蓄在庫の保有損益については当期の損益に含めるべきではないため、後入先出法を採用することが適當であるという意見もあった。しかし、この指摘が、備蓄在庫についてその性質や実態に即した払出計算をすべきであるという考え方によるものであるならば、備蓄在庫を通常の在庫と区分して、会計上、別の種類の棚卸資産として

評価方法をそれぞれ適用する方が適當なのではないかという意見もあった。ただし、この意見については、法令等で備蓄義務が課されている場合においても、備蓄在庫が物理的に区分されているわけではないため、これらを区分する会計処理は適當ではないという指摘もあった（改正基準第34－10項）。

また、米国実務も参考にして、先に指摘した後入先出法を採用した場合に生じる状況に関する補足的な情報について、一定の事項を注記することとすれば、後入先出法を棚卸資産の評価方法として引き続き採用することにしても問題はないのではないかという意見もあった（改正基準第34－11項）。

（3）後入先出法の取扱い

後入先出法の採用を引き続き認める必要があるか否かについて、企業会計基準委員会での検討の過程では、前述したような各論点について、それぞれを支持する考え方や意見があった。検討の結果、後入先出法は先入先出法や平均原価法と同様、棚卸資産の規則的な払出しの仮定に基づく評価方法として有用性があり、その採用を引き続き認めるべきではないかとの意見もあるものの、企業会計基準委員会は近年国際会計基準審議会がIAS第2号の改正にあたって後入先出法の採用を認めないこととしたことを重視し、会計基準の国際的なコンバージェンスを図るために、改正基準においては、選択できる評価方法から後入先出法を削除することとした（改正基準第34－12項）。

そして改正基準の適用初年度において、会計基準の変更に伴い後入先出法から他の評価方法への変更が財務諸表に与える影響を記載する際には、後入先出法を適用した場合の損益と変更後の評価方法による損益との差額に代えて、払い出した棚卸資産の帳簿価額合計額（売上原価）と払い出した時点の再調達原価合計額の差額（当期の損益に含まれる棚卸資産の保有損益相当額）を、当該会計方針の変更の影響として注記することができるとしている（改正基準第21－4項）。

これまで見てきたように、棚卸資産の会計処理については、原価法と低価法の選択適用の取扱い及び後入先出法の取扱いという2点が、わが国の会計基準と国際的な会計基準との間の重要な差異として認識されてきた。企業会計基準委員会では、この2つのトピックについてそれぞれ検討を行い、先に公表された基準において、通常の営業目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げの取扱いを定め、今回の改正基準において、選択できる棚卸資産の評価方法から後入先出法を削除した。この結果、棚卸資産の会計処理のうち、重要な点については、わが国の会計基準と国際的な会計基準、特にIFRSとのコンバージェンスが達成されたものとされる¹¹⁾。

（4）会計基準の変更に伴う会計方針の変更の影響の記載

改正基準の適用時期について、平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用することとされている（改正基準第21－2項）。ただし、早期適用が認められている。

そして改正基準の適用初年度において、会計基準の変更に伴い後入先出法から改正基準に定める評価方法への変更が財務諸表に与える影響を記載する際には、後入先出法を適用した場合の損益と変更後の評価方法による損益との差額に代えて、払い出した棚卸資産の帳簿価額合計額（売上原価）と払い出した時点の再調達原価合計額（当期の損益に含まれる棚卸資産の保有損益相当額）を、当該会計方針の変更の影響として注記することができる（この場合、当該保有損益相当額の算定方法の概要及び当該保有損益相当額の算定に含めた棚卸資産の範囲等に関する事項をあわせて注記する）（改正基準第21－4項）。

そこで、次に早期適用企業を提出された有価証券報告書より洗い出し、とくに評価方法を変更した企業の実態を検証することとする。

5. 評価方法を変更した企業の実態

(1) 調査の概要

この調査で対象となる企業は、平成20年10月から平成21年10月までに有価証券報告書を提出した企業のうち、有価証券報告書第5「経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」および「連結財務諸表作成のための基本となる事項重要な事項の変更」欄において、棚卸資産の評価方法に関して「後入先出法」というキーワードが記載されている企業48社である。この48社を評価方法の変更の有無により選別すると、後入先出法から他の評価方法への変更を行った企業は7社、後入先出法を継続適用していた企業が39社、年度別（または半期別）後入先出法から四半期別後入先出法に変更した企業が1社、他の評価方法から後入先出法に変更した企業が1社であった。ここでは早期適用の影響を考察することが目的であるため、以下、後入先出法から他の評価方法に変更を行った企業7社について詳細に検討することとする¹²⁾。

表2 評価方法を変更した企業の事例

業種	評価方法	影響額	売上高/当期純利益	変更の理由等
金属製品 A社	移動平均法による 原価法	営業損失、経常損失および税金等調整前当期純損失は、それぞれ618百万円増加	277,767百万円／△19,246百万円 (平成21年5月期)	近年のアルミ地金の市場価格の大幅な変動により、たな卸資産の貸借対照表価額と市場との乖離傾向が顕著になってきたこと、また、会計基準の国際的動向を踏まえ、市場価格の変動をたな卸資産の貸借対照表価額に反映し、財政状態をより適切に表示すること
非鉄金属 B社	移動平均法による 原価法	売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ299百万円減少	41,042百万円／4,102百万円 (平成21年3月期)	(変更の理由は明示されていない)
金属製品 C社	移動平均法による 原価法	営業利益が4百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ16百万円減	88,689百万円／2,380百万円 (平成21年3月期)	(変更の理由は明示されていない)
非鉄金属 D社	先入先出法(一部移動平均法)による 原価法	営業利益は1,915百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ同額增加	92,685百万円／△5,233百万円 (平成21年3月期)	(イ)「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたこと、及び近年の原材料等の価格の大幅な変動を受け、たな卸資産の貸借対照表価額と時価の乖離が顕著になったことから、乖離を縮小し財政状態をより適正に表示するため。 (ロ)会計基準の国際的なコンバージェンスの取組みが加速している中で、平成20年3月31日に企業会計基準委員会より「棚卸資産の評価に関する会計基準(案)」(企業会計基準公開草案第25号)が公表され、後入先出法が廃止される見込となつたため。
商業E社	総平均法による 原価法	営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ80百万円減少	182,496百万円／3,847百万円 (平成21年3月期)	最近の貴金属地金価格の大幅な変動により棚卸資産の貸借対照表計上額と時価の乖離が顕著になっているため、この変動を棚卸資産の貸借対照表計上額に反映させることにより、財政状態をより適切に表示すること及び国際的な会計基準の動向を踏まえることを目的とし、経営の効率化と収益基

				盤の強化を図るため新たに構築した貴金属事業の基幹システムの導入を機に実施するものであります。また、製品のうち、生産効率を維持しつつ納期の短縮を目的として保有している貴金属地金については、その保有目的に即した実態を適切に表すため
非鉄金属 F社	移動平均法 又は 総平均法	営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ1,490百万円増加	2,121,978百万円／17,237百万円 (平成21年3月期)	近年における銅等の主要原材料の市場価格の大幅な変動により、たな卸資産の貸借対照表価額と時価が乖離する傾向が顕著になったことを受け、財政状態をより適切に表示すること目的
建設G社	総平均法による 原価法	営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ、43千円増加	26,332,861千円／585,052千円 (平成21年3月期)	たな卸資産の受払に連動した合理的な評価方法とするため

(2) 会計方針を変更した企業の事例

まず7社の属する業種は、非鉄金属3社、金属製品2社、商業、建設が各1社となっている。次に後入先出法から変更した評価方法については、移動平均法に変更したのは3社、総平均法に変更が2社、先入先出法（一部移動平均法）に変更したのが1社、そして移動平均法又は総平均法に変更したのが1社となっている。そして評価方法の変更による損益への影響額は、マイナスの影響を受けた企業が5社、プラスの影響があった企業が2社となっている。変更の理由では、「商品市場価格と棚卸資産の評価額との乖離による会計処理の適正化のため」が5社、「国際的な動向に配慮」が2社、「改正基準の公表より後入先出法の廃止を見込」が1社、変更の理由が明示されていない企業が2社である。次に個々の企業の事例を見ていくこととする。

① 金属製品A社

金属製品A社は、後入先出法から移動平均法へ評価方法を変更した。その影響額は営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失に対して、それぞれ618百万円のマイナスとなった。そして、影響額の売上高と当期純損失に対する割合は、対売上高で-0.22%，対当期純損失では-3.21%となり、ともに比較的軽微な減額である。棚卸資産の評価方法の変更の理由として、市場価格の大幅な変動により、棚卸資産の貸借対照表価額と市場との乖離が顕著になったことから市場価格の変動を貸借対照表に反映させ、財政状態をより適切に表示するため、そして会計基準の国際的な動向を踏まえたことがあげられている。

② 非鉄金属B社

非鉄金属B社は、後入先出法から移動平均法に変更した。その影響額は、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に対して、それぞれ299百万円の減少となった。そして影響額の売上高と当期純利益に対する割合は、対売上高が-0.73%，対当期純利益は-7.29%であり、当期純利益に対する割合が少し大きかった。なお、評価方法変更の理由はとくに記述されてはいない。

③ 金属製品C社

金属製品C社も後入先出法から移動平均法へと評価方法を変更している。影響額は、営業利益が4万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ16百万円減少した。そして影響額の売上高と当期純利益に対する割合は、対売上高が-0.02%，対当期純利益は-0.84%と極めて軽微な影響である。なお、評価方法変更の理由はとくに記述されてはいない。

④ 非鉄金属D社

非鉄金属D社は、先入先出法（一部移動平均法）に変更した。影響額は、営業利益、経常損失および税金等調整前当期純損失がそれぞれ1,915百万円減少した。そして影響額の売上高と当期純利益に対する割合は、対売上高が-2.07%，対当期純損失は-36.59%と比較的大きく、とくに対当期純損失に対する割合が大きくなっている。なお、変更の理由は、原材料等の価格の大幅な変動を受け、棚卸資産の貸借対照表価額と時価の乖離が顕著になったことから、乖離を縮小し財政状態をより適正に表示するため、そして改正基準が公表され後入先出法が廃止される見込となつたためとしている。

⑤ 商業E社

商業E社は、総平均法へと評価方法を変更している。変更に伴う影響額は、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に対して、それぞれ80百万円のマイナスがあった。そして影響額の売上高と当期純利益に対する割合は、対売上高が-0.04%，対当期純利益は-2.08%と軽微な影響であった。変更の理由は、貴金属地金価格の大幅な変動により寝棚卸資産の貸借対照表価額と時価の乖離が顕著になっているため、この変動を棚卸資産の貸借対照表計上額に反映させることにより、財政状態をより適切に表示すること、国際的な会計基準の動向を踏まえることを目的とした経営の効率化と収益基盤の強化を図るための新基幹システムの導入を機に変更すること、また製品のうち、生産効率を維持しつつ納期の短縮を目的とした貴金属地金について、その保有目的に即した実態を適切に開示するためとしている。

⑥ 非鉄金属F社

非鉄金属F社は、移動平均法又は総平均法に変更している。変更に伴う影響額は、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に対して、それぞれ1,490百万円の増加させるプラスのものであった。そして影響額の売上高と当期純利益に対する割合は、対売上高が0.07%，対当期純利益は8.64%であり、プラスとはいえ軽微なものである。なお、変更の理由は、主要原材料の市場価格の大幅な変動により、棚卸資産の貸借対照表価額と時価が乖離する傾向が顕著になったことを受け、財政状態をより適正に表示するためとする。

⑦ 建設G社

建設G社は、後入先出法から総平均法へと評価方法を変更している。変更に伴う影響額は、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に対して、それぞれ43千円の増加となっている。そして影響額の売上高と当期純利益に対する割合は、対売上高が0.00%，対当期純損失は0.01%であり、プラスではあるがほとんど影響がないといえる。そして変更の理由として、棚卸資産の受払に連動した合理的な評価方法とするためとしている。

(3) 事例からの知見

ここまで改正基準が公表されてから以降に提出された有価証券報告書を調査して、棚卸資産の評価方法について、後入先出法に関連する企業の事例を7社見た。これらの事例から、改正基準の公表に伴う実務への影響があるのかどうかを検証することとする。

まず企業の属する業界としては、製造業が多く(6社/7社中)、しかも金属製品・非鉄金属業界が5社あり、原材料の市場価格の変動がとくに大きく、各企業はそれに対応して評価方法の変更を図ったことが考えられる。また商業E社も貴金属地金価格の変更に対応するための変更としており、市場価格の変動の比較的大きな原材料に関連する企業における傾向であろうか。

次に影響額であるが、4社が売上高に対して0.1%に満たない水準でほとんど影響がないといえる。0.1%以上の影響額がある企業は3社で、うち2.0%を超えた非鉄金属E社については、大きな影響があるといえる。またこの傾向は対当期純利益（損失）に対する割合ではさらに顕著で、非鉄金属E社は36.59%もの損失増加要因となっており、大きな影響といえよう。そして1.0%以上の変動があった企業が4社、それ以外の2社は1.0%未満であった。

最後に各社の評価方法変更の理由であるが、有価証券報告書に挙げられていた5社のものをまとめると、次の2点に集約できる。①市場価格と貸借対照表価額が乖離しているために、財政状態の適正表示のために変更した。②会計基準の国際動向を踏まえて、あるいは改正基準の公表により後入先出法が廃止されるために変更した。これらは、まさに改正基準の審議の過程で議論された状況であり、改正基準の公表により、現状で後入先出法を採用している企業が採るべき当然の選択であったことと思われる。さらに、変更理由を明示していない2社について推測するに、評価方法の変更は今回の基準改正による当然のことであって、企業会計原則注解注3にいう正当な理由による変更であるため、変更した内容については注記し、会計基準による評価方法の変更である旨を記載したものと思われる。

6. おわりに

平成20年9月に改正基準が公表され、後入先出法の廃止が決定した後の企業の行動について、有価証券報告書に記載された内容をもとに検討してきた。そして48社の対象企業のうち、後入先出法から他の評価方法への変更を行った企業7社について、詳細にその変更内容をみた。そこでは影響額が比較的小さい企業が早期適用している実態が明らかになった。

しかし、後入先出法を継続適用している企業が39社、年度別（または半期別）後入先出法から四半期別後入先出法に変更した企業が1社、他の評価方法から後入先出法に変更した企業が1社存在していることも明らかになった。依然として、41社が後入先出法を棚卸資産の評価方法として採用している状況である。多くの企業が早期適用に踏み切るであろう、という筆者の見込はずれてしまった。変更しない理由が記述されているわけではないので、継続適用している理由は不明である。しかし一般論で考えると、継続適用することで何らかのメリットが存在するか、または変更することにデメリットが存在するか、ということになるのではないか。

そしてこれらの企業も平成22年4月以降開始する事業年度からは、後入先出法から他の評価方法への変更を余儀なくされることになる。次の決算期における財務報告においては、棚卸資産の評価方法に関する変更の注記が行われるはずである。これらの企業の動向にも、注視していく必要があると思われる。

注

- 1) 財団法人財務会計基準機構監修・企業会計基準委員会編：『企業会計基準完全詳解〔改訂増補版〕』税務経理協会、平成21年8月、p.289。
- 2) 前掲書、pp.300-301。
- 3) 桜井久勝：『財務会計講義〈第10版〉』経済中央社、平成21年5月、p.149。
- 4) 前掲書、p.149。

- 5) 前掲書, pp.151–152。
- 6) 前掲書, p152。
- 7) 前掲書, pp155–156。
- 8) 前掲書, pp156–157。
- 9) 松井絹代:『ほんとうにわかる棚卸資産会計の実務』日本実業出版社, 平成21年4月, p312。
- 10) 企業会計基準委員会前掲書, pp.303–304。
- 11) 前掲書, p.307。
- 12) 調査にあたって, 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)を利用した。当該期間に提出された有価証券報告書の全文検索を行い、「後入先出法」という語の記載された有価証券報告書を選び出し, 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」および「連結財務諸表作成のための基本となる事項重要な事項の変更」を筆者が確認して, 当該年度に棚卸資産の評価方法を後入先出法から他の定められた評価方法に変更した企業7社を選別した。

参考文献

- 平松一夫編:『国際財務報告論－会計基準の収斂と新たな展開－』中央経済社, 平成19年8月.
- 武田隆二著:『最新財務諸表論〈第11版〉』中央経済社, 平成21年9月.
- 財団法人財務会計基準機構監修・企業会計基準委員会編:『企業会計基準完全詳解〔改訂増補版〕』税務経理協会, 平成21年8月.
- 桜井久勝:『財務会計講義〈第10版〉』経済中央社, 平成21年5月.
- 松井絹代:『ほんとうにわかる棚卸資産会計の実務』日本実業出版社, 平成21年4月.